

居宅訪問型児童発達支援

令和元年度10月報酬単価

居宅訪問型児童発達支援	991 単位
-------------	--------

旧単価

居宅訪問型児童発達支援	988 単位
-------------	--------

居宅訪問型児童発達支援

令和元年度10月報酬単価

専門職員が支援を行う場合	679 単位	
児童発達支援管理責任者欠如減算		
減算が適用される月から4月目まで	70 %	
5月以上連続して減算の場合	50 %	
通所支援計画未作成減算		
減算が適用される月から2月目まで	70 %	
3月以上連続して減算の場合	50 %	
身体拘束廃止未実施減算	-5 単位	
特別地域加算	15 %	
通所施設移行支援加算	500 単位	
利用者負担上限額管理加算	150 単位	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	7.9 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	5.8 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	3.2 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%	
※(Ⅳ)と(Ⅴ)は将来的に廃止		
福祉・介護職員処遇改善特別加算	1.1 %	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	5.1 %	新設

居宅訪問型児童発達支援

旧単価

専門職員が支援を行う場合	679 単位	
児童発達支援管理責任者欠如減算		
減算が適用される月から4月目まで	70 %	
5月以上連続して減算の場合	50 %	
通所支援計画未作成減算		
減算が適用される月から2月目まで	70 %	
3月以上連続して減算の場合	50 %	
身体拘束廃止未実施減算	-5 単位	
特別地域加算	15 %	
通所施設移行支援加算	500 単位	
利用者負担上限額管理加算	150 単位	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	7.9 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	5.8 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	3.2 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%	
※(Ⅳ)と(Ⅴ)は将来的に廃止		
福祉・介護職員処遇改善特別加算	1.1 %	